

小金井市社会福祉法人指導監査実施方針 新旧対照表

(下線部分)は変更部分)

令和7年度	令和6年度
<p style="text-align: center;">令和7年度 小金井市社会福祉法人指導監査実施方針</p> <p>1 基本方針 (略)</p> <p>2 一般監査の重点項目</p> <p>(1) 法人運営</p> <p>ア 定款 (略)</p> <p>イ 内部管理体制 (略)</p> <p>ウ 評議員</p> <p>(ア) 適正な手続きにより選任又は解任されているか。</p> <p>(イ) 要件を満たす者が選任されているか。</p> <p>(ウ) 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数となっているか。</p> <p><b>(削除)</b></p> <p>エ 評議員会</p> <p><b>(ア) 評議員会の日時や場所等が理事会の決議により定められているか。</b></p> <p><b>(イ) 法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議されているか。</b></p> <p><b>(ウ) 決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。</b></p> <p><b>(エ) 決議に特別の利害関係を有する評議員が加わっていないかを法人が確認しているか。</b></p> <p><b>(オ) 法令に基づき、適正に議事録等を作成し、主たる事務所等に法定の期間備え置いているか。</b></p>	<p style="text-align: center;">令和6年度 社会福祉法人指導監査実施方針</p> <p>1 基本方針 (略)</p> <p>2 一般監査の重点項目</p> <p>(1) 法人運営</p> <p>ア 定款 (略)</p> <p>イ 内部管理体制 (略)</p> <p>ウ 評議員</p> <p>(ア) 適正な手続きにより選任又は解任されているか。</p> <p>(イ) 要件を満たす者が選任されているか。</p> <p>(ウ) 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数となっているか。</p> <p><b>(エ) 善管注意義務を果たしているか。</b></p> <p>エ 評議員会</p> <p><b>(ア) 法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議されているか。</b></p> <p><b>(イ) 決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。</b></p> <p><b>(ウ) 法令に基づき、適正に議事録等を作成し、主たる事務所等に法定の期間備え置いているか。</b></p>

令和7年度	令和6年度
<p>オ 理事</p> <p>(ア) 適正な手続きにより選任又は解任されているか。</p> <p>(イ) <b>要件を満たす者が選任されているか。</b></p> <p>(ウ) 理事長及び業務執行理事の選定は法令及び定款に定める手続きにより行われているか。</p> <p>(エ) 理事長及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しているか。</p> <p>(オ) 法令に基づく事項について、一部の理事に委任されていないか。</p> <p><b>(削除)</b></p> <p>カ 監事</p> <p><b>(ア) 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ているか。</b></p> <p><b>(イ)</b> 評議員会の決議により、社会福祉事業に識見を有する者及び財務管理に識見を有する者を監事に選任しているか。</p> <p><b>(ウ)</b> 監査において、事業報告や財政状況等に対する監査を適正に行い、理事会等へ報告しているか。</p> <p>キ 理事会</p> <p>(ア) 法人の業務の決定に当たり、要審議事項について、適正に審議しているか。</p> <p>(イ) 理事長は、理事会の決定に基づき、法人運営及び事業経営を行っているか。(権限を超えた行為がある、専決事項が定款細則等に定められていないなど、不適正な運営が行われていないか。)</p> <p>(ウ) 決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。</p>	<p>オ 理事</p> <p>(ア) <b>要件を満たす者が</b>適正な手続きにより選任又は解任されているか。</p> <p>(イ) <b>6人以上選任されているか。</b></p> <p>(ウ) 理事長及び業務執行理事の選定は法令及び定款に定める手続きにより行われているか。</p> <p>(エ) 理事長及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しているか。</p> <p>(オ) 法令に基づく事項について、一部の理事に委任されていないか。</p> <p><b>(カ) 善管注意義務、忠実義務等を果たしているか。</b></p> <p>カ 監事</p> <p><b>(ア)</b> 評議員会の決議により、社会福祉事業に識見を有する者及び財務管理に識見を有する者を監事に選任しているか。</p> <p><b>(イ)</b> 監査において、事業報告や財政状況等に対する監査を適正に行い、理事会等へ報告しているか。</p> <p>キ 理事会</p> <p>(ア) 法人の業務の決定に当たり、要審議事項について、適正に審議しているか。</p> <p>(イ) 理事長は、理事会の決定に基づき、法人運営及び事業経営を行っているか。(権限を超えた行為がある、専決事項が定款細則等に定められていないなど、不適正な運営が行われていないか。)</p> <p>(ウ) 決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。</p>

令和7年度	令和6年度
<p>(エ) 決議に特別の利害関係を有する理事が加わっていないかを法人が確認しているか。</p> <p>(オ) 法令に基づき、適正に議事録を作成し、主たる事務所に法定の期間備え置いているか。</p> <p>(カ) 議事録の信憑性及び議事の顛末の具体性が認められるか。</p> <p>ク 会計監査人 (略)</p> <p>ケ 評議員及び役員 (理事、監事) の報酬等</p> <p>(ア) 評議員の報酬等の額は、定款に定められているか。</p> <p>(イ) 評議員及び役員の報酬等について、省令の定めに従い支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。</p> <p>(ウ) 評議員及び役員の報酬等が報酬等の支給基準に従って支給されているか。</p> <p>(エ) 報酬等は省令の定めに従い支給しており、不当に高額なものとなっていないか。</p> <p>(2) 事業 (略)</p> <p>(3) 管理 (略)</p> <p>(4) その他 (略)</p> <p>3 実施計画</p> <p>(1) 対象法人 (略)</p> <p>(2) 実施形態 (略)</p> <p>(3) 全体計画の作成時期 (略)</p> <p>(4) 選定方針</p> <p>ア 選定時点</p> <p>原則として、令和7年4月1日時点で現存する法人とする。ただし、年度途中で設立又は所轄庁変更により移管された法人については、必要と認められる場合、指導監査の対象とする。</p> <p>イ 選定方法 (略)</p>	<p>(エ) 法令に基づき、適正に議事録を作成し、主たる事務所に法定の期間備え置いているか。</p> <p>(オ) 議事録の信憑性及び議事の顛末の具体性が認められるか。</p> <p>ク 会計監査人 (略)</p> <p>ケ 評議員及び役員 (理事、監事) の報酬等</p> <p>(ア) 評議員の報酬等の額は、定款に定められているか。</p> <p>(イ) 評議員及び役員の報酬等について、省令の定めに従い支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。</p> <p>(ウ) 評議員及び役員の報酬等が報酬額の支給基準に従って支給されているか。</p> <p>(エ) 報酬等は省令の定めに従い支給しており、不当に高額なものとなっていないか。</p> <p>(2) 事業 (略)</p> <p>(3) 管理 (略)</p> <p>(4) その他 (略)</p> <p>3 実施計画</p> <p>(1) 対象法人 (略)</p> <p>(2) 実施形態 (略)</p> <p>(3) 全体計画の作成時期 (略)</p> <p>(4) 選定方針</p> <p>ア 選定時点</p> <p>原則として、令和6年4月1日時点で現存する法人とする。ただし、年度途中で設立又は所轄庁変更により移管された法人については、必要と認められる場合、指導監査の対象とする。</p> <p>イ 選定方法 (略)</p>

令和7年度	令和6年度
4 都内区市への支援（略）	4 都内区市への支援（略）
5 関係団体等との連携（略）	5 関係団体等との連携（略）